

主な検討事項

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、それぞれ学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく告示として定められている。

平成29年3月の告示改正以降、社会状況の変化に応じ、教育基本法に基づく第4期教育振興基本計画の策定、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、こども基本法の制定とそれに基づくこども大綱の策定、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンの策定、スポーツ基本法の改正、文化芸術基本法の改正など、様々な政策が進められてきた。

こうした社会状況の下、これまでの実践の成果と課題を踏まえ、本WG・委員会においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の一層の整合性及び小学校学習指導要領等との連続性を図るため、以下の事項を共通事項として検討する。

1. 遊びの中での直接的・具体的な体験の一層の充実に向けた、指導と評価の改善・充実の在り方

- 0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえた、内容の改善・充実について
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続について
- 「環境を通して行う教育」と小学校以降の授業改善の方向性の趣旨の一貫性について
- 直接的・具体的な体験の充実を図る道具としてのICTの活用について
- 特別な配慮を必要とする乳幼児への指導について
- 乳幼児理解に基づく評価の改善について

2. 育みたい資質・能力の在り方・示し方

- 小学校以降の内容の一層の構造化、「学びに向かう力・人間性等」の再整理等に関する議論を踏まえた、資質・能力の在り方について
- 表形式を活用したねらい及び内容の分かりやすい示し方について

3. 子育て支援の充実、地域の体制づくりの推進

- 家庭や地域との連携、子育て支援の充実について
- 各地域の体制づくりの推進について